

令和 8 年 2 月 5 日
あんしん少額短期保険株式会社

令和 8 年 1 月 21 日からの大雪に係る災害救助法の適用について（第 8 報）

この度の令和 8 年 1 月 21 日からの大雪により、生命または身体に危害を受けられた皆様には心よりお見舞い申し上げます。2 月 4 日付第 6 報～第 7 報に引続き対象地域が下記の下線部の通り拡大いたしましたので、お知らせいたします。

弊社では、災害救助法適用地域で被災されたご契約者の方からお申出を頂いた場合、以下の特別なお取扱いをいたします。

1. 保険料のお払込みについて

保険料をお払込み中のご契約で、この度の災害によりお払込みが困難になった場合、保険料のお払込みを猶予する期間を最長 6 カ月間延長いたします。

2. 保険金・給付金の簡易迅速なお支払について

お手続きに必要な書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

3. 災害救助法適用地域及び適用日について

適用地域	適用日
【青森県】	
青森市、弘前市、黒石市、五所川原市	1 月 29 日
むつ市、つがる市、平川市、東津軽郡今別町	同上
蓬田村、外ヶ浜町、西津軽郡鰺ヶ沢町	同上
北津軽郡板柳町、鶴田町、上北郡野辺地町	同上
西津軽郡深浦町	1 月 30 日
中津軽郡西目屋村、南津軽郡藤崎町、大鰐町	2 月 2 日
田舎館村、北津軽郡仲泊村、上北郡六ヶ所村	2 月 2 日
【新潟県】	
小千谷市、魚沼市	2 月 2 日
長岡市	2 月 3 日
上越市	2 月 4 日
【秋田県】	
能代市、大館市、鹿角市、北秋田市、鹿角郡小坂町	2 月 3 日
北秋田郡上小阿仁村、山本郡藤里町	2 月 3 日

【山形県】

新庄市、最上郡舟形町、鮭川村

2月4日

【お問合せ先】

お客様相談室 通話無料 0120-685-336

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）